

大山崎町暴力団排除条例 の施行について

大山崎町では暴力団による不当な行為により町の行政、町民の生活及び町内の事業活動における不当な影響を排除するために大山崎町暴力団排除条例を制定しました。

条例の主な内容

1 公共工事からの暴力団排除（第10条）

- 町が発注する公共工事における暴力団員との請負契約を禁止（第1項）
- 町との請負契約に係る暴力団員等との下請契約、物品納入等契約の禁止（第2項）
- 発注者に、契約における受注者からの暴力団員でないこと等の誓約書の徴収を義務付け
- 発注者に、誓約書の5年間保管を義務付け（第6項）

罰則

- 誓約書に暴力団員でないこと等の虚偽記載をして提出した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第19条）
- 報告・資料の提出をしなかった者、虚偽の報告・資料を提出した者は、20万円以下の罰金（第19条第2項）
- 誓約書を徴しなかった者又は5年間保存しなかった者は、5万円以下の過料（第19条第3項）

2 事業者の禁止事項及び努力義務（第11～第13条）

- 債権の回収、紛争の解決等に関し暴力団員を利用し、暴力団と関係があることを相手に認識させること等の禁止（第11条）
- 暴力団員等に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる金品その他財産上の利益供与の禁止（第12条）
- その行う事業に関し契約を締結する場合には、事業者が暴力団員を契約の相手にしないこと及び相手方が暴力団員であること判明した場合は契約を解除することができることを契約内容に含めるよう努めること（第12条）

公共工事からの暴力団排除詳細

暴力団員等との公共工事請負契約の禁止

本町は、公共工事を請け負わせる契約（請負契約）を暴力団員との間で締結することを禁止します。（第10条第1項）

暴力団員等との下請契約又は物品納入等契約の締結禁止

本町と請負契約を締結した元請契約者は、当該請負契約に係る建設業法第2条第4項に規定する下請契約又は当該請負契約に関連する資材その他の物品の納入若しくは役務の提供を受ける契約（物品納入等契約）を暴力団員等との間で締結することを禁止します。（第10条第2項）

※ 建設業法第2条第4項に規定する下請契約とは・・・

建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者と他の建設業を営む者との当該建設工事の全部又は一部について締結する請負契約をいいます。

※ 物品納入等契約とは・・・

たとえば生コンクリート（セメント、砂利、砂、化学薬品）、防音シート等の物品納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、産業廃棄物処理、土木作業員用の自動販売機の設置等が該当します。

他にも工事に伴う騒音等に対する住民対策等の役務の提供を受けることについても当該契約に当たることとなります。

暴力団員等との下請契約の締結禁止

下請契約者は、暴力団員等との間で下請契約を締結することを禁止します。（第10条第3項）

暴力団員等との物品納入等契約の締結禁止

物品納入等契約者及び下請け契約者は、暴力団員等と間で物品納入等契約を締結することを禁止します。（第10条第4項）

誓約書を徴する義務

本町、元請契約者、下請契約者及び物品納入等契約者は、公共工事の契約を締結するに当たり、その相手方から、代表者本人のほか、法人等の場合はその役員や使用人についても暴力団員ではない旨の誓約書を徴しなければなりません。（第10条第5項）

※ 使用人とは . . .

支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者。

営業所等において、部長、次長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者。

契約金額が150万円未満の場合は、誓約書を徴する必要はありません。

ただし、1件の公共工事に関し、同一の当事者間において締結された下請契約及び物品納入等契約が2件以上あり、その契約金額の総額が150万円以上となる場合は誓約書を徴する必要があります。

誓約書の保管義務

本町、元請契約者、下請契約者、物品納入等契約者は誓約者を5年間保管しなければなりません。（第10条第6項）

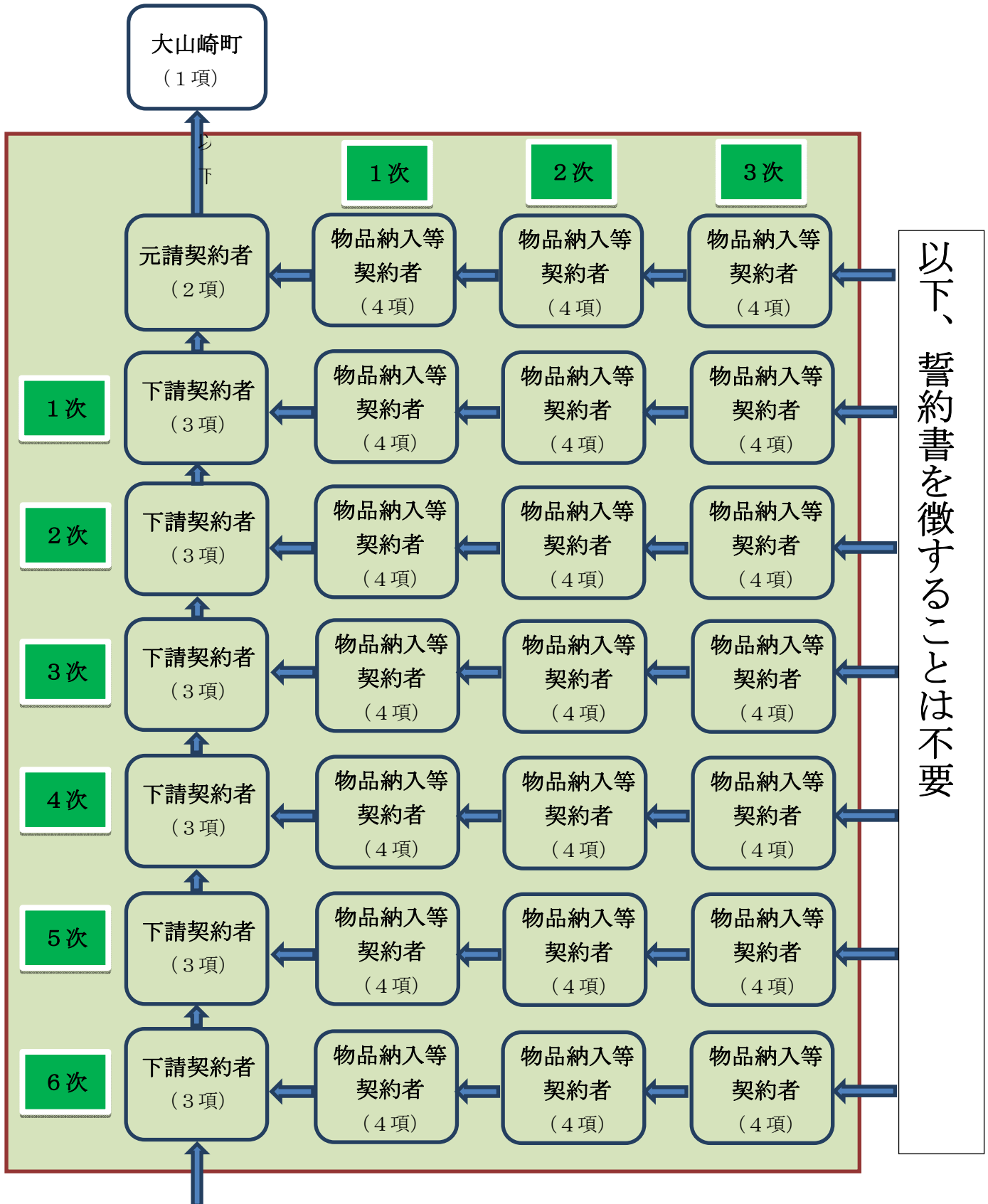
報告又は資料の提出

町長は、第10条の規定の施行に必要な限度において、元請契約者に対し、報告又は資料の提出を求めることができます（第15条）

誓約書を徴すること及び保管することが義務化される範囲

契約金額 150万円以上

■■■■ 義務化される範囲



以下、誓約書を徴することは不要

誓約書を徴するケース

町が発注する公共工事で、P4の義務化される範囲において、締結しようとする契約の金額が150万円以上であること。（第10条第5項）

町が発注する公共工事であることの明示及び確認

建設業法第19条第1項にて、契約内容を明示し適正な契約書作成しなければいけないと定められています。

よって、下請契約者及び物品納入等契約者と契約を結ぶ者は町が発注する公共工事については、必ず町からの発注であることを明示してください。

また、下請契約及び物品納入等契約を委託される者は当該契約書から、町が発注する公共工事であるか確認をしてください。

いつ誓約書を徴するか？

誓約書は契約を結ぶ時に、誓約書を徴しなければいけないケースの場合は、必ず徴してください。

以後、それに付随する契約書及び同意書等を結ぶ時には誓約書を徴する必要はありません。

契約の変更等があった場合

契約の変更があった場合は以下の3つのケースが考えられます。

1. 150万円以下の契約金額が、150万円以下のままの場合
2. 150万円以下の契約金額が、150万円以上になる場合
3. 150万円以上の契約金額が、150万円以上のままの場合

1、3の場合は特に誓約書を新たに徴する必要はありません。

2の場合は変更契約を結ぶ時に、新たに誓約書を徴する必要があります。